

平成十七年六月二日（木曜日）
午前十時開会

本日の会議に付した案件
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

紙智子 私は、日本共産党を代表して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。
本法案は、特定法人貸付制度の導入により、全国各地でも株式会社リースにより農地の権利を取得することが可能になるもので、重大な問題があります。

第一に、担い手として一般株式会社の農業参入を促進するといつことです。新たな食料・農業・農村基本計画は、一定の要件を満たした認定農業者等に担い手として施策を集中し、事実上、中小農家の切捨てにつながる方向を打ち出しました。本法案により農業参入する企業等は認定農業者イコール担い手として支援が集中されることとなります。強大な資金力、組織力

を持った企業が農業に参入し、かつ国の支援を受けて大規模生産を行うことも可能になるわけで、価格政策から除かれた中小の家族経営に困難をもたらすことになりかねません。

第二に、農地法の根幹である耕作者主義の否定につながる事です。本法案によって農業生産法人以外の法人に農地の権利取得を容認することは、農業常時従事義務を否定し、自ら耕すだけが農地の権利を取得する農地法の原則と真つ向から反するものです。また、農地耕作者主義は、農地転用を規制する土台であり、これを否定することは権利転用規制の根拠を失つこととなります。農地法廃止に向けたステップとなるもので容認できません。

第三に、農外企業の参入による農地、地域農業への弊害を否定できないといつことです。この間、リース特区の短い営農期間で営農の継続性や地域農業への影響を評価し、弊害なしとすることはできません。この間、特区以外でも大企業が農業参入したものの短期間で撤退する事例が相次いでいます。これらの事例のように、収益が上がらず即撤退となった場合、耕作者のいない広大な農地が残されることになり、新たな自治体負担や農地荒廃の危険性があります。

農水省は、産廃投棄など農地が農業以外に利用されることや水利等の共同管理については協定を締結するため弊害を防止できるとしています。しかし、利用権を解除しても、耕作者

のいない農地の維持管理の問題が自治体などに重くのし掛かることは避けられず、ひいては農地荒廃につながりかねません。
以上の点から、リース特区の全国展開は容認できず、本法案に反対であることを表明し、討論いたします。